

## 朝鮮後期の銀流通

山本 進

はじめに

従来の朝鮮史学では朝鮮後期における銀の流通についてほとんど研究がなされてこなかった。その理由は、第一に、朝鮮經濟が同時期の中国や日本と比較して貨幣をほとんど必要としない自給自足性格を有していたことである。朝鮮は永らく綿布や米などの現物貨幣を交易や納税に使用し続けた。銅錢の通行は仁祖一二年（一六三四）より開始されるが、市場への散発的な錢供給は却って首都漢城における深刻な錢荒を惹起した。錢流通が安定するのは一九世紀以降であった<sup>1)</sup>。銀については、壬辰倭乱の際に明軍が兵餉として使用したことを契機に流通が始まったが、その大部分は遼東に投下され、朝鮮に流入した銀も漢城のみで通行し、外方すなわち漢城以外の地では貨幣としての価値を獲得し得なかった。倭乱終息後、銀は主に中国や日本との貿易に使用されるだけで、国内では漢城を除きほとんど流通しなかった。朝鮮政府もかつて明に銀の貢納を免除してもらった経緯があるため、銀鈔の開発や銀貨の流通には消極的であった<sup>2)</sup>。

第二の理由は、朝鮮後期の貿易構造が主に中国と日本との中継貿易であったことである。すなわ

ち朝鮮は東萊の草梁倭館を通して日本より銀を輸入し、燕行使が行う使行貿易を通して倭銀と引き替えに中国産の生糸や絹織物を輸入し、それを日本へ転売していたのである。絹織物の一部は朝鮮国内でも消費され、日本へは人蔘など朝鮮の物産も輸出されたが、基本的に朝鮮は中継貿易を通して利益を獲得していたのである。その過程では、銀は日本から中国へ一方的に通じ抜けて行く貴金屬に過ぎず、朝鮮国内で貨幣として循環することはなかったものと見られてきた。

ところが、銀を単なる貴金屬商品と見なすと、日本が人蔘代往古銀を鑄造したことの歴史的必然性が理解できないのである。一六〇九年の己酉約条によって倭乱以降途絶えていた対日貿易が再開されたが、当初対馬藩は幕府が銀座で鑄造し国内で通用させていた品位八〇%（銀八〇%・銅二〇%）の慶長銀を輸出していた。朝鮮はこれを丁銀と呼んだ。ところが元禄八年（一六九五）、幕府は通貨供給量を増加させるため慶長銀を品位六四%の元禄銀に改鑄した。対馬藩はしばらく手持ちの慶長銀でしのいだ。朝鮮政府との厳しい交渉の末、元禄一二年（一六九九）より元禄銀での支払いに切り替えた。その後幕府は宝永三年（一七〇六）より宝永銀（五〇%）、永字銀（四〇%）、三ツ宝銀（三二%）、四ツ宝銀（二〇%）など相継いで悪鑄を実施したが、これらは到底朝鮮では受け取れないため、宝永七年（一七一〇）より人蔘代往古銀（特鑄銀）と呼ばれる品位八〇%の輸出用銀貨が鑄造され、正徳二年（一七一二）より輸出が開始された。その後正徳四年（一七二四）に国内銀が品位八〇%の正徳・享保銀に戻されたことにより、享保元年（一七二六）より国内銀の輸出が再開されたが、元文元年（一七三六）に再び国内銀の品位が下げられたため、元文四年（一七三九）以降は人蔘代往古銀の輸出が復活した<sup>3)</sup>。

一方倭銀の終着点である中国では、地域や業種ごとに異なる種類の銀が通用していたが、品位は

足銀で九九・二%、紋銀で九四%前後であった<sup>(4)</sup>。地域間交易を現銀で決済する場合には、銀炉と呼ばれる民間の銀細工匠が改鑄を行っていた。それでは何故幕府は朝鮮に純銀に近い灰吹銀を渡さず、わざわざ二割の銅を混入させた人蔘代往古銀を鑄造したのであるうか。また銅を混入させ人為的に品位を低下させた倭銀は、ひとたび中国に入ればたちまち銅を抽出され、高品位の足銀や紋銀に改鑄されるにもかかわらず、何故朝鮮は丁銀を強く求めたのであろうか。朝鮮が八〇%の品位にこだわったのは、中国貿易のためではなく、国内に何らかの通貨事情があったものと考えざるを得ない。しかしこれまで人蔘代往古銀は日本史の側から研究されてきたため、受け取り手である朝鮮の通貨事情については全く検討されてこなかった。せいぜい燕行使の派遣時期に合わせて対馬が朝鮮へ銀を送っていたことや朝鮮側の品位鑑定能力が低いことが強調される程度であった。

中国側が朝鮮に丁銀を求めた事実が存在しない以上、丁銀への選好性は朝鮮にあったと見なければならぬ。宮嶋博史は当時の商業不振の原因を朝鮮政府が銀と国内経済との関係を断ち切り、自給自足体制を固守しようとしたためであると述べているが<sup>(5)</sup>、対外貿易という場面では政府は銀輸入に対し積極的な態度で臨んでいたのである。本稿の課題は、朝鮮が何故慶長銀や人蔘代往古銀といった品位八〇%の丁銀を選好したのか、そして倭銀の輸入が逐次逡減し、一八世紀半ばに杜絶するに至って、朝鮮は対清貿易の決済手段を何に転換したのかについて検討する。

## 一 一七世紀の銀流通

朝鮮が国内で銀を使い始めるのは壬辰倭乱以降のことである。韓明基は財政不足に苦しむ明の勅使が光海君政権の政治的不安定性につけ込み、賄賂の形で多額の銀を要求したことを強調するが、朝鮮政府も積極的な銀鋳開発に乗り出した。宣祖三三年（一六〇〇）には端川銀鋳における私採を厳禁し、公採は従来通りこれを許すという、これまでの銀採掘禁止・統制姿勢を崩していなかったが<sup>⑥</sup>、光海君元年（一六〇九）には兵曹判書李廷龜が民間人による銀鋳の開発を提起するなど<sup>⑦</sup>、朝廷でも柔軟な意見が出されるようになった。光海君九年には戸曹が端川の採銀匠人に吹錬法を試行させているが<sup>⑧</sup>、銀の製錬技術は低かったようであり、二年後の光海君十一年、戸曹は端川や衿川の銀鋳では民が吹錬法を習熟できなかつたため、結局民間での銀私採は成功しなかつたと報告している<sup>⑨</sup>。己酉約条が結ばれ、倭銀が流入し始めると、不経済な国内銀の採掘熱は低下した。

朝鮮政府が銀採掘を促進した理由は、国内で貨幣として通用させるためでなく、主として兵餉として備蓄するためであった。ところが仁祖一四年（一六三六）の丙子胡乱で多数の俘虜が瀋陽に連行され、朝鮮が彼らを贖還するため大量の銀を清朝に支払わねばならなくなると、なげなしの国内銀は払底し、仁祖一六年には銀の私採奨励が再度実施された<sup>⑩</sup>。仁祖二二年には国庫銀の不足により、燕行使が持参する八包が一人当たり銀二千両から五〇両に減少され、残りは他の物産に置き換えられた。この措置は顕宗期に堂上官・上通事が銀三千両、堂下官が銀二千両に戻されるまで続けられたと言われる<sup>⑪</sup>。だが顕宗四年（一六六三）に至っても、戸曹判書鄭致和が「今後必ず搜銀の法を厳しくし、国内の銀貨を他境へ流出させないようにすべし」と請うているように<sup>⑫</sup>、この当時

中国への銀の持ち出しは厳しく制限されていた。

政府が国内銀鉱や対日貿易で掻き集めた銀は各衙門・軍営に備蓄され、国外輸出はもちろん、市中での通行も極力抑制された。しかし商人の銀流通を抑制することは既に不可能であった。顕宗五年には、副提学李慶億が「各衙門は多く銀を蓄えているが、貯めるだけで使わないため、都民は利を失い、資金を得ることができず、不満の上訴が大変多い」と訴え、顕宗が「各衙門の銀購入は何年から始まったのか」と問うと、領議政鄭太和は「丙子の変により国用が蕩尽したため、各衙門は前事に懲りて、銀を軽貨とした。故に儲蓄する所の銀は事変に備えるためである」と回答し、李慶億も「今後は各衙門に命を下し、銀購入の弊を厳禁せよ」と迫ったので、顕宗もこれに従った<sup>13)</sup>。また顕宗六年には、左議政洪命夏が領中枢府事李景奭の「各衙門が儲蓄している銀貨は不時の需要のためのものであるが、都民は銀貨の高騰に苦悶している。そこで今後は斟酌転換し、公私の事を便利にすべし」という意見を披露して銀の放出を要請し、承認された<sup>14)</sup>。銀は丙子胡乱以後も兵餉備蓄のため国家が集積していたが、漢城で流通する銀が払底すると商業や貿易が萎縮するため、この後市中でも通用が認められるようになった。顕宗一四年（一六七三）になると、戸曹判書閔維重が、燕行使の銀貨持ち出しは厳禁されているはずだが、今では公然と行われていると嘆くほどに、銀の輸出規制は弛緩していた<sup>15)</sup>。八包が銀へ再転換されるのは恐らくこの後のことであろう。

こうして銀は政府によって輸出と流通が厳しく制限されたにもかかわらず、なし崩し的に使用されるようになった。その背景には私貿易で潤う燕行使の随行員や輸入品を独占的に販売する市塵商人の存在があったものと思われる。ただ倭銀が安定的に供給されるようになると、国庫備蓄銀の不足は以前ほど心配の種とはならなくなった。政府はむしろ銀流通の拡大が「利権在上」と呼ばれる

国家による貨幣運用権の確立をより一層困難にさせることを危惧した。そこで登場したのが常平通宝である。

肅宗四年正月二三日、領議政許積は「我が国には本もと通行の貨が無かったが、近年以来錢を通貨と為した。しかし柴菜の価格に至っては、皆銀を用いている。銀は我が国の産ではなく、一般庶民が所有できるものでもない。出銀の路は狭いのに、用銀の路は広い。それ故今日、銀貨を偽造する弊害が極みに達している。一方錢は天下通行の貨である。しかし我が国には障碍があり、以前よりたびたび通用させようとしたが通用できなかった。今では物貨が流通しないため、人民は皆錢の流通を願っており、大臣や宰相も皆便益だと考えている。今こそ錢を通用すべき時である」と上啓し、本格的な錢流通を実施せよと唱えた。これに応じて肅宗は、戸曹・常平庁・賑恤庁・精抄庁・司僕寺・御營庁・訓練都監にて常平通宝を鑄造し、銀一兩を錢四〇〇文に定めるといふ決定を下した<sup>16</sup>。閏三月には備辺司も「錢幣は天下万国通行の貨であるが、我が国では何度試みてもすぐに停止し、今なお通行できないのは、銅が国産でないためである。また麤木（粗布）は交易に便利なのであったが、近年以来麤木は断絶し、公私の諸物品売買は専ら銀貨に依っている。柴炭蔬菜のよくな些末な物も必ず銀貨を有して始めて交易が可能となる。しかし銀貨もまた我が国の物産ではないし、その価値もまた重く、最も低昂軽重の便を妨げる」と上啓し、四月一日より銅錢を通用すべしと訴えた<sup>17</sup>。「低昂軽重の便」とは価格の安いものにも高いものにも使用できるといふ意味であろう。

許領相と備辺司の上啓に共通するのは、銅錢流通の試みが尽く失敗に帰し、漢城では日用品の売買に至るまで全て銀で取引がなされていたという点である。当時の主たる交換手段が綿布（但し二

升布・三升布のような使用価値の乏しい粗布は既に淘汰されていた）や米であったことを鑑みると、銀が市場に普及し流通の主役となっているという認識にはかなりの誇張が含まれていると見られる。また両者とも常平通宝を鑄造するための原料銅を安定的に供給できる体制が整ったとも言っていない。にもかかわらず彼らが常平通宝の鑄造を強く求めたのは、漢城市場に流通する銀貨を回収することで政府の銀備蓄を積み増し、更に錢供給の一元化により「利権在上」の実現を目指したものと考えられる。

だが、銀と常平通宝との交換は容易には進まなかった。肅宗五年二月三日、備辺司は「当初は錢價格を高めに設定すると普及が難行するとの判断から、試行的に銀一兩 $\parallel$ 錢四〇〇文の交換比率を設定したが、これでは原料銅の購入に支障をきたすため、今後は銀一兩 $\parallel$ 錢二〇〇文に引き上げた」と請願し、裁可された<sup>18)</sup>。錢の鑄造には相当の経費を要することは雲南からの銅供給が可能ならぬ中国とて同じであった。朝鮮では有力な銅山が無いため、錢供給を進めるほど政府の出費が増えるという矛盾は中国より深刻であったらしい。ところが錢価を一挙に二倍に引き上げたことにより、市中では富民による錢の買い占めが起こった。同月一八日、司憲府持平申溆は、新令頒布の前から情報を得ていた者が銀を売って市中の錢を買い漁ったため、諸衙門が鑄造した錢文は尽く富厚の家に集まり、庶民の怨嗟を招来していると上啓し、新令を実施一〇日前に発表するよう提議した。肅宗はこれを五日前に短縮させ、錢一〇兩（一〇〇〇文）以上を買った者を摘発し処罰するよう命じた<sup>19)</sup>。

ところが漢城の通貨市場は政府の新レートを高すぎると評価し、実物や銀の騰貴を惹き起こした。三月二七日には知事金錫胄が、米貴錢賤により兵士や胥吏の給与が目減りしていると上啓

し<sup>20</sup>、また四月八日には行大司憲吳挺緯が、政府は公定レートで錢文を銀と交換しているが、市民は銀貴錢賤のため錢を加給して通用していると上啓し<sup>21</sup>、政府と民間との間に錢価の開きが生じていることを訴えた。五月一三日には持平李漢命・裴正徽が、諸衙門は錢納を拒んで銀納を求めたりしないこと、法に違ひ私的に相場を操る者を処罰すること、米塵は錢以外の手段で売買を行わないことなどの強行措置を講ずるよう上啓した<sup>22</sup>。だが銀貴錢賤は終息せず、同年九月には銀一兩の実勢価格が錢四〇〇文にまで戻った<sup>23</sup>。

その後錢価は持ち直したようであるが、肅宗八年三月、領議政金壽恒は「今に到つても錢は安く、銀一兩の値が錢二五〇文に達している。もし錢賤が継続するようであれば、京外での鑄錢は暫く停罷すべし」と上啓しているように<sup>24</sup>、これだけ銀価が下がっても政府は満足できなかった模様である。市中では銀流通が一向に衰えず、肅宗一八年には右議政閔黯の提案で「假鑄銀貨之律」が制定され、銅錢の私鑄より重い罰則が科せられた<sup>25</sup>。

肅宗二三年、政府は原料銅調達費用の高騰により錢の鑄造を停止した。これ以降錢価は次第に高騰し、やがて漢城は慢性的錢荒に陥る。ただ朝鮮政府の方針はあくまで錢價格の公定化であり、中国のように銀錢價格を市場相場に委ねるつもりはなかった。英祖期に編纂された『統大典』卷二、戸典、国幣の条にも「丁銀一兩。代用錢文二兩。低仰「抑」者。官吏入啓論罪。小民杖一百定配」と見え、銀一兩＝錢二〇〇文の公定レートが放棄されることは無かったのである。

ところが、慢性的錢荒にもかかわらず錢の対銀相場は二五〇文からほとんど上昇しなかった。錢の鑄造停止と時を同じくして、銀の輸入も減少し始めたからである。

## 二 元禄銀問題の発生

肅宗二三年すなわち元禄一〇年（一六九七）四月、対馬藩は元禄八年より国内で通行している元禄銀の使用を朝鮮政府に要請した。宗家文書を用いた田谷や田代の研究によると、対馬藩は元禄銀の品位を六四％として交渉に臨んだが、朝鮮政府は一旦漢城で吹き分けを行った。その後朝鮮商人の金内禁が対馬藩の役人に伝えた情報によると、政府は六三％まで銀を抽出できたが、銀の表面が黒みを帯びるため、六二％と見なすべしと考えていたようである。対馬藩はこれに異議を唱えたため、元禄一年五月、朝鮮政府は六三％でも構わないと回答し、対馬藩も同意したとされる。ところが朝鮮側史料によると、この交渉は単なる品位をめぐる対立にとどまらない深刻な問題を包含していたことがわかる。

英祖後期に『東国文献備考』という名で編纂が始められた『増補文献備考』巻一六四、市糶考二、互市、倭関開市の項には「戊寅（一六九八）、倭人が元字銀の通行を請うた。元字とは六星の謂である。時に日本は既に八星の制を改め、更に六星を造り、国中に通行していた。倭館の者が来て云うには、（幕府によると）旧銀五〇両はちょうど純銀四〇両である。新銀五〇両はちょうど純銀三一両である。（対馬藩が）旧銀を吹き分け、新銀と比較したところ、新銀は六星三分であった、と。そこで府使趙泰東が商訳に吹き分けさせたところ、新銀五〇両から純銀三一両八錢五分が抽出された。朝廷は新銀千両を取り、これを北京市場に送って売れるか否かを試してみた。倭人は久しく六星銀の使用を請うており、ここに至って朝廷は六星銀が（旧銀より）二星劣ると計算して北京市場で売ったところ、必ずしも交易が行き詰まることはなかった。そこで遂にこれを許可した」と

記されている。しかし対馬藩が交渉を前年の一六九七年に始めていること、幕府も対馬藩も元禄銀の品位を六星四分（六四％）であると認識していることなどの点で、宗家文書と内容が異なっている。また東萊府使（但しこの時の府使は趙泰東ではない）による吹き分けや、北京での元禄銀試行などは他の朝鮮側史料に記録がない。元禄一年に東萊府使が六三％程度の銀を吹き分けたことは宗家文書にも見られるが、新銀五〇両が純銀三一兩八錢五分に相当すること、すなわち品位を六三七％と鑑定したことは典拠が不明である。総じてこの史料は信憑性が薄い。

とは言え、朝鮮政府が元禄銀の品位ではなくその通用性に強い疑問を抱いていたことは確かなようである。但し朝鮮政府は中国市場での通用性ではなく、国内市場での通用性を懸念していた。ここで政府は対馬藩に対して藩主の書契を求めた。この書契は元禄一年七月、対馬藩から東萊府使朴権に手渡され、朝廷で検討された後、翌一二年（一六九九）一二月、東萊府使趙泰東より回答が寄せられ、最終決着が付いた。

品位交渉が元禄一年五月に妥結され、七月には対馬藩主の書契が手交されたにもかかわらず、元禄銀の通用を認めるという回答が翌年一二月まで下されなかったのは、朝廷での議論が長引いたからである。すなわち肅宗二四年（一六九八）九月には、漢城に到着した書契をめぐり、右議政李世白が「書契にはでたらめな言辞が多く、劣の字は一言も記されていない。勘定所に書契を代送させたのも別の意図が有り、最も狡詐を極めている。このことは商賈の互市に係わる問題であるので、些細な事柄だと謂うことも可能である。しかし既に一国通行の貨と為せば、他日無窮の害を起すのであろう。此事であることを口実として容易に処理してはならない。そこで劣数を計り永久に（歩増しして）行用するとの意を以て、書契を改訂させ、真偽を観察することを請う。蓋し倭人は

八星を減じて六星とすることを請うているからには、劣数二分を計上し、八星の数に準ずべきであるが、ここには劣数計上のことが書かれていない」と上疏し、大司諫金構もこれに同調した。肅宗が朝廷に諮ったところ、領議政柳尚運・左議政尹趾善は連名で「書契が既に発せられ、日時もやや経っている。理由もなく（交渉を）中断するのは国体を損ねる。今はただ将臣らが朝廷を惑わした罪を問ひ、すみやかに処断すべきである」と上疏した。そこで肅宗は後日検討すべしと答えた<sup>26</sup>。

李世白の主張通り、確かに対馬藩主宗義真が東萊府使・釜山僉節制使に宛てた書契には新銀の品位が低下した事について触れておらず、ただ日本では新たに元字標銀が通貨となったので、貴国の商人にもこの旨周知されたいとだけ記されているに過ぎない。しかし訳官や商人らに下された証文には輸入品・輸出品とも一〇〇両につき二七両の歩増しを行うことが約定されている<sup>27</sup>。この事実を李世白や金構が知らなかったとは常識的に考えられない。また元祿銀での取引を認めることが「二国通行の貨と為す」ことになるというのは論理の飛躍である。にもかかわらず彼らが交渉の中断を強く要求した背景には、元祿銀が朝鮮国内で通用しないのではないかという危惧があったからだと思われる。

肅宗の決断により書契の件は議論が中断されたが、元祿銀による取引は容認されたようであり、翌年五月には、既に東萊で取捧された政府貸付銀が漢城の各衙門へ送られ、戸曹で吹鍊されていた。ところが銀匠の吹鍊技能は稚拙で、倭館で取り決められた六三%の品位を上回ったり下回ったりしたため、銀価が高騰し、使行貿易に携わる通訳官が各衙門へ返納する銀を確保できなくなった。そこで五月一五日、左議政崔錫鼎が銀錢半数ずつを取捧する案を出した。これに対し行戸曹判書閔鎮長は反対を、左議政金鎮龜は賛成を唱えたが、肅宗は臨時措置として半数取捧案を認め

た<sup>28</sup>。一方、閔鎮長は五月二〇日の廷議にて「初め新銀を一〇〇両吹鍊させたところ、匠手が不善であったため、六成三分なのに一両以上少なかった。更に他の匠手に二〇〇両を吹鍊させたところ、ちょうど六成三分を吹き出した」と述べ、朝鮮匠手の吹鍊技能が低いことを強調し、更に「その銀貨は薄劣で偽造が容易であり、防禁の策を厳しくしなければならぬ。諸臣も皆、今後は倭館より出来る銀貨は東萊府に命じて天銀に吹鍊させるべしと言っている」と上啓した。左議政崔錫鼎も私鑄の弊が防止されるとして天銀への改鑄案に賛成した。更に兵曹判書李滯は「倭館で天銀に吹鍊させてはどうかと述べ、肅宗もこの案に乗りかけたが、閔鎮長は朝鮮の商賈に吹鍊させるべしと主張し、崔錫鼎も既に倭人と協定が成立しているとして慎重論を唱えたので、結局肅宗は閔鎮長案を採った<sup>29</sup>。

これらの議論から窺い知れるのは次の諸点である。第一に、書契の件は棚上げにしつつ、朝鮮は元祿銀の輸入を認めていたことである。第二に、丁銀がそのまま通行していたのに対し、元祿銀は天銀すなわち純銀に吹き替えなければ通行が不可能であったことである。このことは元祿銀が朝鮮商人に信任されていないことの現れであるが、逆に丁銀は高い信頼を得ていたことをも意味する。第三に、朝鮮人銀匠は吹鍊技能が低いため、元祿銀の天銀への改鑄は日本人しかできないことを朝鮮政府は知っていたことである。前章で論証したように、当時の漢城では既に銀の流通が相当活発であったが、朝鮮人は中国人のように銀色を正確に識別する能力を持っておらず、倭国の丁銀であることを信用の拠り所としていたのである。おそらく丁銀に打刻された銀座の極印などを頼りに真偽を見分けていたのであろう。

市場の信任を得られなかった元祿銀は一度は天銀に改鑄することに決められたが、品位にばらつ

きが生じ、また容易に偽造されたようであり、天銀が市場に出回ることにはなかった。そこで元禄銀は朝鮮の鉾山より産出された礦銀（日本で言う灰吹銀）と同様、各衙門・軍營の備蓄用に充てられた。使行貿易により丁銀が中国に輸出される一方、日本より輸入された元禄銀は市中では通用されないため、漢城の流動性は減少し、銀貴はますます激化していった。やや後の史料であるが、肅宗四二年（一七一六）、左議政金昌集は「近來銀貨は名色が甚だ多く、使行における弊害が深刻である。既に旧丁（慶長銀）があり、その後六星（元禄銀）・八星（人蔘代往古銀）があり、最近では新丁（正徳・享保銀）がある。今は新丁を通用するよう定めているため、元銀は死貨となった。各衙門が備蓄する元銀も多いが、実に無用のものとなっている。諸臣の考えによると、元銀は我が国では無用の物であるが、北京では使用することができるので、使行の時、八包の銀に加え元銀を余分に持つて行かせ、丁銀と交換させれば良いと云う」と上啓しており<sup>30</sup>、結局元禄銀の多くは改鑄されず、そのまま「死貨」として諸衙門に備蓄されていたようである。元禄銀は礦銀と同様、中国では交換価値を有するが、朝鮮国内では貨幣として使用することができない、ただの貴金属であった。

しかしながら、一六九九年より開始された元禄銀の輸入は長続きしなかった。一七〇六年に勘定奉行荻原重秀が元禄銀を更に品位の低い宝永銀に再改鑄すると、対馬藩は朝鮮が到底これを受け取らないであろうと判断し、灰吹上銀か慶長銀と同品位の銀を交易に使用したいと荻原重秀に強く働きかけたため、慶長銀と同品位の人蔘代往古銀が特鑄銀として鑄造されるようになった。皮肉なことに、幕府が銀貨を悪鑄したことにより、結果として朝鮮は再度丁銀を輸入できるようになったのである。

宗家文書によると、人蔘代往古銀の鑄造は宝永七年（一七一〇）より開始され、翌年より朝鮮政府との交渉に入り、正徳二年（一七一二）から通行されるようになったとされる。ところが朝鮮側史料によると、早くも肅宗三十三年（一七〇七）九月二〇日の廷議で、領議政崔錫鼎が「東萊府使の状啓によると、倭人は元字旧銀を廃し、宝字新銀を出送したいと請うているとある。旧銀の通用が一〇年も経たないのに、また改訂を請うており、その間の事情は推し量り難い。しかし新銀は旧銀と比べてやや高品位なので、たとえ今これを許したとしても、貨幣政策において損は無いだらう。通行を始める前に必ず両国の人を立ち会わせて吹錬を実見させ、品位を検証した上でこれを通用すべし」と上啓し、礼曹判書趙泰采も「元銀は戊寅年に始めて出来したが、通用久しからずして突然品位を七成に加増することを請うており、その中に如何なる奸計が有るのか分からない」と述べている<sup>31)</sup>。これが事実だとすると、対馬藩は江戸幕府に灰吹銀か丁銀に相当する輸出用銀貨の鑄造を要求する一方、朝鮮には東萊府使を通して品位七〇%の「宝字新銀」を行使したいと打診していたことになる。もちろん朝鮮政府がこれを容認したところで、幕府の許可が得られるか否かは全く分からないのだが、次善の案として根回し工作をしていた可能性はある。結局人蔘代往古銀の鑄造が認められたことで「宝字新銀」案は闇に葬られたが、朝鮮政府はその後も人蔘代往古銀の品位を七〇%と誤解し続けた<sup>32)</sup>。

人蔘代往古銀の輸出が始まった二年後、幕府は国内銀の品位を八〇%に戻した。また輸出銀の品位が八〇%に戻ったことにより、元禄銀の通用により落ち込んでいた銀の輸出額はある程度回復し、その後安定的に推移した。ところが一七三〇年代から銀輸出は再び減少し、宝暦二年（一七五二）を最後に公式記録から姿を消す。その理由は品位四六%の国内通用銀である元文銀と

人蔘代往古銀との引き替え条件を厳しくして、対馬藩による銀輸出を抑制しようという幕府の意図によるものであった<sup>(33)</sup>。

幕府の引き締め政策により朝鮮は一八世紀以降、銀が次第に枯渇する。その影響を直接被ったのが使行貿易であった。肅宗四二年（一七一六）金昌集が燕行使に元銀を余分に持たせよと上啓したことは既に述べたが、二年後の肅宗四四年には各衙門の元銀備蓄も底を尽き、訳官に持たせる八包の銀さえ確保できなくなったため、備辺司が元銀・丁銀を問わず銀を掻き集めるよう上疏している<sup>(34)</sup>。肅宗四五年には、右参贊趙道彬が、近年清朝側の賄賂要求が増え、燕行使が持ち出す官銀が三万両から四万両に達しているため、平安道監營・兵營に備蓄している国内では通用不能の元銀の中から一万両を工面すべしと主張し、領議政金昌集も、元銀は六星であるが故に我が国では通用できないため、これまで使行の際に訳官に持たせていたが、今では京衙門の元銀も払底したと述べているように<sup>(35)</sup>、中央政府の備蓄は数年で空になり、地方軍營などの備蓄を融通する以外に丁銀や元銀を確保する手立てが無くなった。英祖九年（一七三三）、平安監司権以鎮は、辛卯年すなわち肅宗三十七年（一七一）まで戸曹には二〇万両の銀があったと語っており<sup>(36)</sup>、中央の銀備蓄は数年で激減した模様である。英祖八年までには、戸曹が市塵商人から購入する諸物資や使行貿易によって調達する内医院の漢方薬と尚衣院の絹織物の代金を純銀から銭で支払うように改められたが、銭相場が銀一両＝銭二六〇―二七〇文であるにもかかわらず、政府は公定価格の二〇〇文しか支給しなかつたため、強い不満が起きるなど<sup>(37)</sup>、銀備蓄の枯渇は市場に深刻な影響を及ぼすようになった。とは言え、使行貿易を中止することは外交上のみならず経済上においても不可能である。そこで政府は礦銀の輸出に踏み出した。

## 三 礦銀の輸出

市中で通行していた丁銀が減少し、死貨として国庫に備蓄されていた元銀さえ払底した朝鮮は、東萊貿易では充分賄いきれない中国向け輸出銀を礦銀で補填するようになった。礦銀（壙銀）とは朝鮮国内で採掘された純銀（十成天銀）で、品位にばらつきがあったため貨幣としては流通せず、これまでは元銀と同様、国家備蓄に回されていた。英祖元年（一七二五）には、英祖即位を伝える謝恩兼奏請使の副使權傑が、景宗即位時の別単によると天銀五千兩は丁銀六千兩に相当したと上啓しており<sup>(38)</sup>、中国では礦銀の品位を九六%と評価していたようである。

礦銀の輸出が永年控えられていた理由は、朝鮮では銀が産出されないという明代以来の建前を堅持し、清朝の銀貢納要求を予防するためであった。しかし元銀が払底すると、各衙門・軍營は丁銀を出し惜しみ、燕行使に礦銀を持たせるようになった。英祖元年には、冬至使正使金興慶が各衙門・軍營に銀貨の貸与を求めたのに対し、禁衛營は連年にわたる訳官への貸し出しにより、現存する銀備蓄が新丁銀五千兩にまで低下したとして、平安道監・兵營や義州の銀貨を用いるべしと返答しており<sup>(39)</sup>、左議政閔鎮遠も、戸曹は馬蹄銀を蓄えていたが、我が国では通用されない<sup>(40)</sup>ので、使臣が備辺司に請願して戸曹より馬蹄銀四千―五千兩を捻出させたと報告している。馬蹄銀とは中国の庫平銀のことであるが、ここでは純度が高い銀すなわち礦銀を指すものと思われる。衙門も軍營も明言こそしないが、可能な限り丁銀を留保し礦銀を供出するという方針を堅持していた。

ところが英祖三年（一七二七）閏三月、冬至使副使鄭亨益は帰国報告において「近来壙銀が際限なく中国へ流入しているが、壙銀とは我が国で採掘された銀のことである。昨年四回の燕行使が持

ち出した曠銀は十余万両に至った。この値から推計すると、数十年來の曠銀流出は幾千万にも達するだろう。我が国の貴重な銀で中国の不要な雜貨を購入し、尽く消費に帰するのは奢侈と言うべきであり、甚だ憂慮すべきである。……また中国で聞いたところ、これまで我が国の曠銀は十成の天銀として用いられてきたが、最近我が国の人間は狡猾になり、製鍊の際に鉛や鉄を混ぜるのだが、胡人（清国人）はすぐに気づき、八星銀に代えよと言う。朝鮮人の詐欺は全て容易に見破られ、常々彼らに唾棄罵倒されているそうである。このこともまた非常に情けない。臣が思うに、今後は所謂曠銀を中国に入送することを禁止し、国内だけで通行させれば良いのではないかと上啓し、正使の密豊君李坦も「使行の際に持ち出す銀貨の数は、曠銀が常に丁銀の二倍に達する。また詐欺行為も副使の報告通りであり、禁止措置を設けるべきである。鉛鉄混入に対しては諸臣の意見通り、朝廷が字標を定め、常平通宝の規定に倣って鑄造を行えば、偽造を予防できるだろう」と述べている<sup>(4)</sup>。両使臣の報告から、第一に、曠銀の輸出が近年激増していること、第二に、品位のばらつきは吹鍊技術の低さではなく、製鍊過程における不正行為によるものであることが読み取れる。正使の李坦は偽造対策として銀貨に字標を入れよと言うが、彼が常平通宝のようなコインの鑄造を想定しているのか、それとも丁銀のような極印の打刻を想定しているのか、この史料からは判断できない。

鄭亨益の曠銀輸出禁止案は廷議に懸けられ、諸臣は概ね賛成した<sup>(5)</sup>。しかし使行貿易を継続しつつ曠銀の輸出を止めるためには手持ちの丁銀を放出しなくてはならないが、それは何れの衙門・軍営も望むところではなかった。英祖一〇年（一七三四）には平安道監察御史朴師洙が、銀匠による鉛鉄混入の弊害が相変わらず深刻であり、本営所属の銀店（銀山）では造銀の際、銀店名と匠手の

姓名を打刻しているので、今後は国内のあらゆる銀店でも同様の打刻を行うべしと上啓したが、廷臣らは煩瑣であるとして難色を示し、英祖もこの案を却下した<sup>(43)</sup>。この頃には、対中輸出銀に占める倭銀の割合は一割程度に過ぎず、残りは皆礦銀であった<sup>(44)</sup>。結局この年、英祖は奢侈禁止令を頒布して、贅沢品である絹織物や装身具の消費抑制を図り、更に英祖二十二年（一七四六）には、使行一回で十萬兩の礦銀が流出するため、紋緞の禁を發布して、民間向け高級絹織物の輸入を禁止した<sup>(45)</sup>。因みに英祖二十二年（一七三六）、進香使正使洛昌君李楹・副使李寿沆の帰国報告によると「清国人は使節が持参した関西の礦銀を丁銀の代用として受領することを欲せず、真偽を確認するため板子五〇兩を吹鍊させたところ、純銀三八兩（品位七六%）であった」とあり<sup>(46)</sup>、礦銀の品位低下はその後も止まなかった。

このように英祖初年前後より輸出用銀貨は丁銀から礦銀へと急速に轉換したのであるが、国内の各衙門・軍門は相変わらず丁銀への選好性を堅持していた。英祖一三年には、右議政宋寅明が使行に持参させる銀不足対策について「聞くところによると統営には元銀が二萬兩近くあり、江華もまた元銀があるようだ。我が国は天銀と八星丁銀を用いているため、菜貨である六星元銀は使用する場がない。しかし中国では六星・八星を問わず、全て通用できると言う。臣が考えるに、兩処の元銀を取り寄せ、中国に持ち込んで生糸を購入させ、これを倭館に送り、丁銀に換えて兩処に返還すれば甚だ好都合である」と提案し、英祖の裁可を得ている<sup>(47)</sup>。この時期に至っても地方の軍営ではまだ元銀が残っていたこと自体驚くべき事実であるが、政府の丁銀志向は揺るいでいなかった。

宋寅明はまた、英祖一八年（一七四二）における十成銀鑄造論についての英祖の下問に対し「京外の銀は総計三〇―四〇萬兩に過ぎず、全て九成ではない。今もし十成に改鑄すれば大半が減縮す

る（すなわち銀流通量が圧縮される）ので、不都合である」と返答している<sup>48</sup>。当時市中で取引に用いられていた銀もまた礦銀ではなく、宋寅明も礦銀を鑄貨として使用することに反対している。

更に『秋官志』によると、英祖三十九年（一七六三）、漢城の朴務行・林震華・李晦根・河有福・朴成逢らが天銀に鉛銅を混入させ、七星・八星丁銀を合計六千兩余り鑄造し、倭銀と偽って行使するという事件が発生した。政府はこれに対し「我が国所用の銀は礦銀に過ぎず、所謂七星・八星とは即ち倭銀である。……この銀がもし鴨綠江以北に流入すれば、言葉にならぬ程の国辱となるだろう」と判断し、首謀者朴務行、造人林震華、銀塵人李晦根、造銀匠河有福・朴成逢を市民の前で公開処刑した<sup>49</sup>。同史料は「我が国所用の銀は礦銀に過ぎず」と語るが、犯人が礦銀を用いて丁銀を偽造し、倭銀と偽って行使している事実から、市場では礦銀でなく倭銀が通行していたことは明白である。また朴務行が単純に手持ちの天銀を品位八〇%の銀に改鑄したのであれば、鉛や銅の混入に費用が掛かり損をするだけで、得られるものは何もない。もちろん品位を更に落とせばその分だけ利益が生ずるが、彼らが本物より品位の劣る倭銀を偽造したとは史料には書かれていないし、品位を下げ過ぎると見破られ易くなる。もし品位八〇%の銀を造っただけであれば、彼らの行為は中国では何の罪にも問われないのである。単純計算すれば損が出るにもかかわらず、彼らが敢えて偽の倭銀を鑄造したのは、天銀が朝鮮では貨幣として機能していなかったからである。この史料による限り、彼らの罪は品位を偽って不当な鑄造差益を得たことではなく、礦銀という銀塊から丁銀という貨幣を私的に鑄造したことであった。それ程までに日本の通貨である（あるいは過去に通貨であった）丁銀は朝鮮にて厚い信任を得ていたのであり、逆に礦銀は市場で流通し得なかった、換言すれば礦銀は含有する銀量に比べ不当に低い価格でしか売れなかったのである。因みに三〇年後

の正祖一七年（一七九三）、前江界府使権禰の上啓によると、同地では丁銀一両が錢三五〇―三六〇文、天銀一両が錢二五〇文の相場を付けていた<sup>50</sup>。この事件とは時期も場所も異なるが、品位の低い丁銀の方が品位の高い礦銀よりも相当高価で取引されていたことが窺われる。

朴務行事件が起きたのは、倭銀の流入が完全に停止してから約一〇年後のことであった。恐らく漢城の市場では丁銀への渴望が日増しに強まっていたことであろう。では政府は何故、市場に流動性を供給しなかったのだろうか。既述の通り、英祖一八年には十成銀鑄造論が出されている。また英祖三四年（一七五八）には、翌年より使行の礦銀輸出を止め、代わりに度支銀を造成して、これを八包に充てよとの王命が下されている<sup>51</sup>。この度支銀が如何なるものであったのか不明であるが、少なくとも英祖が礦銀に代わる鑄貨を流通させようと考えたことは確かなようである。しかしそれらが日の目を見なかったのは、漢城の朝鮮商人には銀座の極印が打たれている丁銀こそが安心して授受できる唯一の銀貨であったからであろう。換言すると、彼らは中国人のように日常的に銀を使用していなかったため、銀色の鑑定能力を持ち合わせておらず、たとえ政府が天銀系の鑄貨を投下しても、その真偽を判別することができなかったのではないかと思われる。「利権在上」論から見れば、朝鮮政府は銀貨の鑄造や流通を自己の管理下に置くことができず、商人層は外国通貨である丁銀を愛好していた<sup>52</sup>。そして政府機関もまた貴重な丁銀の備蓄を維持し続けた。

正祖八年（一七八四）一〇月、開城留守鄭昌聖は「通例では勅使に対し丁銀を贈給すべきであるが、近來丁銀が枯渇し確保が不可能である。聞くところによると兵曹では封印したままの丁銀が一〇万両近く備蓄されているという。そこで本府が買い置いた天銀二千両を丁銀と交換して欲しい」と請願し、丁銀三千両との交換が許された<sup>53</sup>。中国から来た勅使に丁銀を贈るのは、中国でも

丁銀が選好されているからではなく、漢城や開城で朝鮮商人と交易するためである。

正祖二〇年（一七九六）正月一日、開城留守李冕膺は「今回の（嘉慶帝即位を伝える）勅使の接待には天銀を純用する事が備辺司から広く布告された。臣の府でも天銀を質置しているが、丁銀を使用せず天銀を純用すると、両者の得失は遙かに異なる。すなわち丁銀は八成に過ぎないが印鑄されている故、贈給の際一度も受領を辞されたことはない。天銀はあるいは八成を超えているといっても、しばしば受領を忌避され、必ず割増給付を求められる。故に臣の府では以前は丁銀を純用していたのである」と上啓した。丁銀より品位の高い天銀がプレミアムを付けないと受領されないこと、丁銀の信用が高い理由は極印が打たれている鑄貨だからであることがこの史料からも裏付けられるが、彼は更に「京外に蓄えられている丁銀を皆無用の物と為すべし。丁銀を使用し尽くした後、始めて天銀を使用するのが、事理として当然である」と述べ、国庫から丁銀を払拭せず、丁銀・天銀併用財政を維持したまま天銀を贈給しても、勅使に足下を見られて損をするに過ぎないと批判している<sup>(54)</sup>。だが、純祖一六年（一八一六）戸曹が備蓄銀一二万両を捻出させ銅錢の鑄造を企図した際、兵曹には天銀二万両と丁銀一万五千両を、御宮庁には天銀と丁銀各々五千両を割り付けているように<sup>(55)</sup>、一部の衙門や軍営では輸入が杜絶して六〇年以上経過した丁銀が依然として保管されていたのである。

一八世紀後半を通して朝鮮政府は新たな銀鉱開発には乗り出さず、紋緞禁止令や柵門後市の一時停止など通して銀流出を防遏する以外に手を打たなかった。ところが一九世紀になると朝鮮から中国へ紅蔘が輸出され、対価として中国銀が輸入されるようになった。朝鮮はその銀を日本へ輸出し、常平通宝の原料となる銅を輸入した。こうして一方的な銀流出には歯止めが掛けられたが、か

とって銀や錢による幣制統一が進んだわけではなかった。純祖三二年（一八三二）には領議政南公轍が銀錢併用論を提起し、備辺司で論議されたが、沙汰止みとなった<sup>66</sup>。その後も錢の鑄造に伴い国庫や市場の銀は減少し続け、高宗一九年（一八八二）に中国銀を用いて大東銀錢が鑄造されるまで、朝鮮は銀貨を政府の管理下に置くことができなかったのである。

おわりに

日本から朝鮮への銀輸出は一七世紀初に始まり、一八世紀中盤に杜絶した。倭銀の大部分は使行貿易を通して中国へ輸出されたり兵餉として各衙門・軍營に備蓄されたりしたが、漢城市場では丁銀と総称される品位八〇%の倭銀が通貨として流通した。朝鮮政府が品位六三%と見なした元禄銀や品位九六%と措定した礦銀は市場では通用不能な「死貨」と評価され、専ら備蓄に振り向けられたが、倭銀の輸入量が減少するに伴い、政府は備蓄された元銀を、元銀払底後は礦銀を輸出に向けられるようになった。漢城市場が丁銀を愛好したのは貨幣として最も優れているから、すなわち相当量が出回り、極印が打刻されていたため、真偽の弁別が容易であったからである。逆に礦銀は鑄造過程で人為的な品位低下が行われ、中国商人のように品位鑑定能力を持ち合わせていない朝鮮商人は容易に騙されるため、国内では忌避されたのである。

とは言え朝鮮での銀流通は漢城にとどまり、流通総量も多くはなかった。一八世紀には銅錢がようやく出回り始めたが、綿布や米などの現物貨幣も根強く生き残っていた。国内市場について言え

ば、宮嶋の指摘の通り、銀が活躍する場面は極めて限られたものであった。それでもなお政府が銀の品位にこだわったのは、使行貿易を円滑に遂行するためであった。すなわち銀は日本から中国へ自然に移動するものではなく、中間に朝鮮政府や朝鮮商人が介在し、貨幣として互いに授受伝達されることにより始めて流れるものであったからである。

一九世紀になると朝鮮は中国産品に対する支払い手段を銀から紅蔘に換えた。日本もまた朝鮮からの生糸や人蔘の輸入を大幅に減少させた。これにより一八世紀までの中継貿易体制は大きく変化し、その余波は貨幣政策にも及んだ。国内市場の成長によって銭流通が増加する一方、中国への銀輸出減少に伴い一九世紀半ばには国内での銀使用自体がほとんど見られなくなる。これについては本誌別稿「朝鮮後期の銀財政」で詳述する。

註

- (1) 拙稿「朝鮮王朝後期の貨幣政策と鴨綠江辺経済」北九州市立大学『外国語学部紀要』一二九号、二〇一〇年。
- (2) 韓明基「一七世紀初 銀の流通斗 ム 影響」『奎章閣』一五、一九九二年。
- (3) 田谷博吉『近世銀座の研究』吉川弘文館、一九六三年、第四章、田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』創文社、一九八一年、第一章。
- (4) 宮下忠雄『中国幣制の特殊研究』日本学術振興会、一九五二年、一一〇—一一三頁。この他にも「低潮銀」と呼ばれる低品位の銀が地方通貨として使用されていた。
- (5) 岸本美緒・宮嶋博史『明清と李朝の時代』中央公論社、一九九八年、二八九—二九〇頁。
- (6) 『朝鮮宣祖実録』卷二二七、宣祖三三年七月乙巳。

- (7) 『光海君日記(中草文)』卷一六、光海君元年五月甲午。
- (8) 同右、卷一一一、光海君九年正月戊寅。
- (9) 『光海君日記(正草文)』卷一三九、光海君一二年四月乙卯、同右、卷一四三、光海君一一年八月甲戌。
- (10) 『備辺司謄録』第五冊、仁祖一六年一〇月二七日。
- (11) 畑地正憲「清朝と李氏朝鮮との朝貢貿易について——特に鄭商の盛衰をめぐって——」『東洋学報』六二卷三・四号、一九八一年、七九頁。
- (12) 『備辺司謄録』第二三冊、顯宗四年三月八日。
- (13) 『朝鮮顯宗改修実録』卷一二、顯宗五年一月庚寅。
- (14) 『備辺司謄録』第二五冊、顯宗六年一〇月一七日。
- (15) 『朝鮮顯宗実録』卷二一、顯宗一四年七月丁亥。
- (16) 『備辺司謄録』第三四冊、肅宗四年正月二四日、『朝鮮肅宗実録』卷七、肅宗四年正月乙未。但し実録の記事には精抄序の名は無い。
- (17) 『備辺司謄録』第三四冊、肅宗四年閏三月二四日。
- (18) 同右、第三五冊、肅宗五年二月三日。
- (19) 同右、第三五冊、肅宗五年二月一九日。
- (20) 同右、第三五冊、肅宗五年三月二七日。
- (21) 同右、第三五冊、肅宗五年四月九日。
- (22) 同右、第三五冊、肅宗五年五月一三日。
- (23) 『朝鮮肅宗実録』卷八、肅宗五年九月癸丑。
- (24) 『備辺司謄録』第三六冊、肅宗八年三月二八日。
- (25) 『秋官志』卷八、考律、続条五、銀銅、造銀。同書は起案者を領議政閔熙とするが、この頃彼は既に他界し

ているので、右議政閔黯の誤記と思われる。

(26) 『朝鮮肅宗實錄』卷三二、肅宗二十四年九月戊戌

右議政李世白上劄言。書契多是游辭。終不肯舉一劣字。只令勘定所代送標信者。猶有余意。尤極狡詐。此事若只係商賈互市。則謂之事涉微細可也。而既為一国通行之貨。將有他日無窮之害。不可諉以微細而易処分。請以計其劣數。永久行用之意。改其書契。以觀情偽。蓋倭人請減八星為六星。計劣二分。以準八星之數。至是無計劣之事。故劄語如此。大司諫金構上疏又論之。上令廟堂稟処。領議政柳尚運・左議政尹趾善。聯名上劄言。文書已發。時日差久。無端還寢。有損国体。今計惟有將臣等妄率之罪。亟先勘斷。上答以後日商確。前註(3) 田代、三〇二―三〇三頁。出典は宗家文書『兩国往来書牘』および『元字標銀記録』。

(28) 『備辺司膳録』第五〇冊、肅宗二五年五月一七日。

(29) 同右、第五〇冊、肅宗二五年五月二二日。

(30) 同右、第六九冊、肅宗四二年一〇月二一日

今十月二十日。藥房入診入侍時。都提調金所啓。近來銀貨。名色甚多。行用之際。其弊滋甚。既有旧丁。中間又有六星・八星。近又有新丁。今則定以新丁通用。則元銀便為死貨。各衙門所儲亦多。而實無用処矣。諸議以為。元銀我國則謂為無用之物。而燕市則亦能用之。使行時八包外。以元銀加數入送。換用丁銀似好云。

(31) 同右、第五八冊、肅宗三三年九月二二日。『承政院日記』第四三七冊、肅宗三三年九月二〇日。

(32) 『統大典』卷二、戸典、国幣に「七成為丁銀。十成為天銀」とあり、『万機要覽』財用編四、金銀銅鉛に「丁銀。是七成。即倭銀」とあるように、このような誤認識は後世に繼承されている。

(33) 前註(3) 田代、三二七―三二九頁、三三八―三三九頁。

(34) 『備辺司膳録』第七一冊、肅宗四四年一〇月一四日。

(35) 同右、第七二冊、肅宗四五年一月二日。

(36) 同右、第九三冊、英祖九年三月一四日。

- (37) 同右、第九二冊、英祖八年八月一日・一〇月一日。
- (38) 同右、第七七冊、英祖元年四月一七日。
- (39) 同右、第七八冊、英祖元年一月五日。
- (40) 同右、第七九冊、英祖二年正月二十四日。
- (41) 同右、第八一冊、英祖三年閏三月六日。
- (42) 同右、第八一冊、英祖三年六月四日。
- (43) 同右、第九五冊、英祖一〇年六月二日。
- (44) 『承政院日記』第八一四冊、英祖一一年二月一〇日。
- (45) 張存武『清韓宗藩貿易』一六三七～一八九四』中央研究院近代史研究所、一九七八年、七六一七七頁。
- (46) 『備辺司謄録』第九九冊、英祖一二年四月九日。
- (47) 同右、第一〇一冊、英祖一三年四月三日。
- (48) 『朝鮮英祖實録』卷五五、英祖一八年六月丁巳。
- (49) 前註(25)
- 英祖三十九年。京人朴務行・林震華・李晦根・河有福・朴成逢等。相互符同。以天銀雜以鉛銅。鑄成七八星丁銀。前後所鑄。合為六千余兩。而仮称倭銀行用。本曹推問時。皆自服判付内。凡物貨操縦。以史記觀之。在於国。不在於民。我国所用銀。不過礦銀。而所謂七星・八星。即倭銀。此輩敢生貪利之計。犯此三百年所無之事。此銀若流入鴨江之北。則其辱国不勝言哉。決非昨年所為造用。決不止六千余兩。施威嚴問。更招判付内。今則更無可問之端。既有律文。此等之類。其若參酌此国無律也。首謀物主朴務行。造人林震華。銀塵人李晦根。造銀匠河有福・朴成逢五漢。即為決案捧招後。聚諸市民於正法処。依律正法。
- (50) 『備辺司謄録』第一八一冊、正祖一七年正月三日
- 江界府使權職所啓。……又所啓。江界内奴賈。例以丁銀納上。而近年以來。丁銀至貴。艱辛求買佃錢。至為

三兩五六錢之多。天銀則自江州所産。而餽錢為二兩五錢。品則絶勝。今若許以天銀土産上納。則在窮殘内奴受惠。誠莫大矣。似有通變之道。故敢此仰達矣。上曰。以為之。

更にこの史料からは当時の江界府では奴婢の身貢が銀納化されていたことも読み取れる。

(51) 同右、第一三五冊、英祖三十四年一月二十九日。

(52) もちろん彼らは発行元の徳川幕府に信賴を置いていたのではなく、丁銀それ自体の持つ品位の安定性に信賴を置いていたのである。このような現象は一九世紀中国におけるスペインドルやメキシコドルの果たした役割と似ている。

(53) 『備辺司謄録』第一六七冊、正祖八年一〇月一八日。

(54) 同右、第一八二冊、正祖二〇年正月一六日

今正月十五日。…開城留守李冕膺所啓。今番勅行純用天銀事。自備局有所行會者矣。臣府亦已質置天銀。而第不用丁銀。純用天銀。得失迥異。蓋丁銀極不過八成。以其印鑄之故。贈給之際。無一辭順受。天銀則雖或過八成。多般点退。必欲準捧加計。故臣府之自前純用丁銀者。亦以此也。今番天銀之質置者。其品則皆勝丁銀。而以此贈給。則將不免点退加計之患。雖不点退加計。比諸給以丁銀。所失既多。況有点退之慮乎。且一番贈給。純用天銀。則後雖欲更用天銀。万無受去之理。若爾則京外所儲丁銀。皆作無用之物矣。用尽丁銀而後。始用天銀。事理当然。今若以質置之天銀。純用於贈給者。亦甚無義。以楚得楚失之意。計數換用於兵曹所儲天銀。恐合事宜。敢此仰達矣。

(55) 同右、第二〇五冊、純祖一六年一〇月一日。

(56) 『朝鮮純祖實録』卷三二、純祖三二年一〇月壬子。

